

令和 6 年第 2 回（6 月）

宮代町議会定例会

一般質問通告書

宮代町議会

通告第 1 号	川 野 武 志	議員		P 1
通告第 2 号	鈴 木 次 男	議員		P 3
通告第 3 号	小 島 あけみ	議員		P 5
通告第 4 号	福 澤 和 美	議員		P 7
通告第 5 号	土 渕 保 美	議員		P 1 0
通告第 6 号	塚 村 香 織	議員		P 1 2
通告第 7 号	丸 藤 栄 一	議員		P 1 4
通告第 8 号	丸 山 妙 子	議員		P 1 6
通告第 9 号	泉 伸 一 郎	議員		P 1 9
通告第 1 0 号	合 川 泰 治	議員		P 2 1
通告第 1 1 号	金 子 正 志	議員		P 2 3
通告第 1 2 号	野 原 洋 子	議員		P 2 7
通告第 1 3 号	佐 藤 将 行	議員		P 3 0

通告第 1 号	令和 6 年 6 月 定 例 会 令和 6 年 5 月 1 4 日 午前 1 1 時 1 5 分受付
令和 6 年 5 月 1 4 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 川 野 武 志 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 防犯灯や道路照明等の増設について	私は、先の町議会選挙を通じて多くの皆さまからご意見や要望、切実な思いなどを沢山お聞きしました。 その中でも一番多かったのは、「宮代町は暗い。防犯灯や道路照明をもっと増やして欲しい。」ということでした。私も夜間に帰宅する時などは、宮代町に入ったとたんに暗くなると感じております。 防犯灯や道路照明等は、夜間における歩行者等の安全・安心、犯罪の抑止、そして自動車等のスムーズな運転・運行のために設置するものです。 多くの町民の皆さんから増設等の要望が多い状況にあって、町として「安全・安心な町だ」と胸を張って言えるのでしょうか。悲しい事件・事故が起こってからでは遅いと思います。 それを踏まえて、次の点についてお伺いします。 ①防犯灯、道路照明、公園灯等の設置基準や灯数 ②近隣市町との設置基準の比較と今後の見直しの方向性 ③各年度の新設要望と採択の状況（予算額・件数） ④公園（はらっパーク等）照明の点灯状況と問題点・課題 ⑤一戸一灯運動への参加呼びかけと実績・課題 ⑥照明による水稻等の生育不良の対策・対応

2 三世代がつながるまちづくりについて

人口減少に歯止めをかけるため、多くの自治体が子育て世帯に照準を絞った移住・定住促進事業に力を入れています。その中でも私が注目している事業は、春日部市や狭山市などが行っている親世帯と子ども世帯が市内の近くに住んだり、同居したりするために初めて住宅を取得した世帯を対象とした住宅支援事業です。

この事業は、単なる定住促進対策ではなく、多世代との交流により、子どもにとっては、孤独の緩和、社会性の習得、思いやりの心の醸成などにもつながります。また、高齢者にとっては、認知症の予防、生きがいや楽しみにもなります。さらに、災害や急病の時などには互いの命を守ることにもつながります。

「いつもそばにいるから、できることがある」と思います。

それを踏まえて、次の点についてお伺いします。

- ①世帯構成の変化
- ②人口の自然減・社会減に対する対策と実績
- ③子どもや高齢者の見守り対策と実績
- ④多世代交流の効果に対する町の見解
- ⑤三世代がつながるまちづくりの取組みと今後の支援策

3 自主財源確保について

市町村は、福祉や教育に加え、道路等の社会基盤の整備を担っているため、町民生活に密接に関係する基礎的自治体です。

その財政運営に当たっては、事業の選択と集中、事業手法の改善などにより、行政運営の効率化やコスト削減を進めることは勿論ですが、自主財源の確保を図り、健全で安定した財政基盤を確立することにより、将来にわたって町民の皆さまが暮らしやすい安定した自治体経営を維持・継続することが求められています。

それを踏まえて、次の点についてお伺いします。

- ①中長期財政計画における今後の財政見通し
- ②人件費や扶助費等の固定費の増加への対応
- ③町税等（各種料金その他債権を含む）の収納状況と未収金の回収対策・実績
- ④ふるさと納税（個人・企業）確保に向けた取組みと実績
- ⑤新たな財源確保に向けた取組み

通告第 2 号	令和 6 年 6 月 定 例 会 令和 6 年 5 月 1 4 日 午後 1 時 1 5 分受付
令和 6 年 5 月 1 4 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 鈴木次男 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 須賀小学校 の地域拠点施設について	老朽化が進んだ須賀小学校を地域の拠点施設として、再整備の計画が 2 年前から始まり、本年度は須賀小学校地域拠点施設基本計画を基に基本設計及び実施設計となっています。そこで以下の点について伺います。 ① 市民参加のワークショップで、いろんな発想が出たと思うが、具体的な施設の最終決定はいつ頃出来るのか。また、全体のスケジュールは。 ② この事業にかかる総建設事業費は。 ③ 地域拠点施設の多機能化とは具体的にどのような事なのか。 ④ かえでの木は、どのような取り扱いとなるのか。 ⑤ 和戸公民館が移設した跡地は、どうなるのか。 和戸住民としては、何らかの形で残して欲しいが、町の考えを伺う。
2 都市計画事業整備計画について	第 5 次宮代町総合計画の中の広域道路ネットワークの整備（都市計画道路整備）では主に 4 つの整備を進めています。 その他にも駅周辺活性化事業で整備が進められています。そこで以下の点について伺います。

[illegible]

通告第 3 号	令和 6 年 6 月 定 例 会 令和 6 年 5 月 1 5 日 午後 1 時 1 5 分受付
令和 6 年 5 月 1 5 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 小島 あけみ 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 高次脳機能障がい の支援の充実	高次脳機能障がいとは、病気や事故などで脳の一部を損傷したために、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障がい起きた状態で、特徴が外見上では判断しづらく、「見えない障がい」と言われている。早期に発見し、治療・リハビリの支援につなげ、地域生活をサポートすることが必要とされる。埼玉県では、県立総合リハビリテーションセンターが支援機関拠点となっているが、支援の主体となる市町村の相談支援の充実が大事であると思う。当町の支援体制はどのようなになっているのか伺う。 ① 当町で相談支援を受けている高次脳機能障がいの方は何人いて、どのような支援につなげているのか。 ② みやしろ健康福祉プラン～障がい者編～の中で、高次脳機能障がいについて触れた箇所で「障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る」「高次脳機能障がいのある人は、障害福祉サービスの給付の対象となることの周知に努める」とあるが、現在、関係部署への理解の促進・周知はできているか。 ③ 基本構想の中で、重点的に取り組む事業として「相談の一元化」が検討されているが、具体的な内容について伺う。

2 クーリングシェルターの開設	クーリングシェルターとは、熱中症特別警戒アラートが発表された時に、暑さをしのぐための避難施設のことである。気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正により、市町村長が指定できるようになっている。今夏における町の見解を伺う。
3 HUG（避難所運営ゲーム）の活用	HUGとは、避難所運営を皆で考えるためのアプローチとして、静岡県が開発した図上訓練のことで、数人のグループでカードを使い、具体的で実践的な避難所運営を疑似体験できる。職員や自主防災会の研修、中学校での防災教育などで活用する自治体も増えている。当町においても是非活用して欲しいが、町の見解を伺う。
4 子どもを守るアプリ「コドマモ」	「コドマモ」とは、子どもが、わいせつな画像をスマホで撮影、保存した際、AIが撮影データを判別し画像を削除するよう促す通知が表示されるとともに保護者に通知されるアプリである。子どもを性犯罪の被害者にも加害者にもさせないために、愛知県警・アプリ制作会社・藤田医科大学の連携により開発され、アプリ自体は無料で提供されている。当町においての「コドマモ」の周知、啓発について見解を伺う。

通告第 4 号	令和 6 年 6 月 定 例 会 令和 6 年 5 月 1 5 日 午後 1 時 4 0 分受付
令和 6 年 5 月 1 5 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 福澤 和美 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 避難行動要 支援者支援制 度について	宮代町では、平常時から地域住民同士で災害時の備えを行う避難行動要支援者支援制度が制定されています。災害時の避難行動に支援が必要と思われる方の名簿を作成し、ご本人の意向を確認したうえで、自主防災組織、自治会、民生児童委員等の支援関係者に情報提供をすることで、日頃から、声かけや見守り活動に繋がっています。また、個別避難計画の作成をし、災害時の情報伝達や安否確認等の避難支援を行うことになっています。 昨年度から名簿に載っている要支援者の中でも、自力又は家族の支援で避難できる方を事前に確認して、避難可能な方を除いて訪問し、個別避難計画書を作成することになり、要支援者及び支援関係者双方にとって負担軽減に繋がると思います。そこで以下の点について伺います。 ①避難行動要支援者の対象となる方の条件と対象者数は。そのうち何名が登録されているのか。 ②災害時要支援者の申請方法は、本人又は本人が提出困難な場合は本人の家族等の者が代わりに情報提供同意書を提出することになっている。本人、家族が提出できない場合は、どうするのか。ケアマネジャーやヘルパーから声掛けをし

2 こども家庭
センター設置
について

て、本人の同意を得たうえで申請することができるのか。

- ③町からの名簿を受領後、各自主防災会で作成した個別避難計画書は、これまでは10月末日までに健康介護課へ提出していたが、令和6年度は変更になると伺っている。変更点と変更理由は。
- ④宮代台自主防災会では「個人情報取扱い注意」をお伝えしたうえで、該当組長に情報提供をして、協力をお願いしているが、他の自主防災会ではどのようにされているのか。また、活用状況の確認はできているのか。
- ⑤いざという時の支援行動は、各自主防災会へどの様に指導、周知しているのか。

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、同時にこども基本法も施行された事で、少子化対策や全ての子どもが大事に愛され平等に教育が受けられ、家庭や子育てに夢を持ち喜びを実感できる、こどもまんなか社会の実現に向けて動き始まっています。

宮代町では、令和6年度から子育て支援課内に「こども家庭センター」が設置されました。これは、これまでの母子保健分野の「子育て世代包括支援センター」と児童福祉分野の「子ども家庭総合支援拠点」を統合とのことです。まだ始まったばかりではありますが、以下の点について伺います。

- ①「こども家庭センター」が設置された理由は。
- ②変わったこと、良い点、今後の改善点は。
- ③担当が分かりにくいですが、子育て支援課を大きく分けると「こども笑顔担当」「こども家庭センター」「こども保育担当」で良いのか。
- ④ユニセフ・イノチェンティレポートカード16によると、日本の子どもの15～19歳の自殺率と生活満足度が高い15歳の割合を内容とする精神的幸福度は37位で大変低いですが、宮代町

3 ゼロカーボンシティ実現に向けて

としての今後の課題や考えは。

令和4年1月現在、ゼロカーボンシティ宣言している自治体数は、823自治体あります。これは、全自治体1,788のうち、約半数である46%の自治体が宣言している状況です。ゼロカーボンシティとは2050年（令和32年）までに二酸化炭素の排出量と吸収量がプラスマイナスゼロにすると宣言した自治体です。宮代町でも令和5年2月16日に宣言し、令和6年度予算においては、地球温暖化対策実行計画や役場本庁舎への太陽光発電設備の導入が行われます。そこで以下の点について伺います。

- ①ここ数年の宮代町の二酸化炭素の排出量は。
- ②2050年に向けた長期的な今後の取り組みや目標は。
- ③現在リサイクルされているプラスチックごみのリサイクル状況は。
- ④久喜市新ごみ処理施設ではサーマルリサイクルとしてプラスチックを焼却することになるが、二酸化炭素排出量は増えないのか。また、焼却することになった経緯は。
- ⑤町民一人ひとりがゼロカーボンシティに向けてできることや目標の周知について、その予定と方法は。
- ⑥他の自治体等の取り組みで宮代町でも参考にしたいと考えていることはあるか。

通告第 5 号	令和 6 年 6 月 定 例 会 令和 6 年 5 月 1 7 日 午前 1 1 時 0 0 分受付
令和 6 年 5 月 1 7 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 土 渕 保 美 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 地域防災力について	複数のプレートがぶつかり合う、世界でもまれな場所に位置する日本。元旦には能登半島で、最大震度 7 を記録した地震が起こり、甚大な被害をもたらしました。あれから半年が過ぎようとしていますが、復旧のめどは立たず、ライフラインの水道でさえままならないところもあります。 この間にも 2 月下旬からは千葉県東方沖で地震が相次ぎ、その後も各地・隣国でも発生し、気象庁が注意を呼び掛けています。そこでお伺いします。 ① 町職員が現地に入り、ボランティアとして様々な体験をされたことと伺っている。そこから学んだ防災に関する大切なことはどのようなことなのか。 ② ボランティア活動を仕切るには社会福祉協議会との連携が必要となるが、対策や協議はされているのか。 ③ これまでの経緯を踏まえて、自主防災組織との連携による地域防災力の強化や地域防災訓練の今後の取り組みの考えは。

2 宮東・中島地区圃場整備事業について	令和6年度の取り組みとして、農地の基盤整備についての宮東・中島地区において「埼玉型圃場整備事業」を推進し、埼玉県や新しく設立する土地改良組合とともに、耕作しやすい圃場整備の実施に向けて取り組むと町は示しております。そこでお伺いします。 ① 現在の進捗状況は。 ② 地権者並びに組合員の中には、圃場整備が始まると農機具はいらなくなると自分なりに解釈し、手放すことを考えている方がいると報告を受けているが、町の対応は。 ③ 埼玉県による整備の終了後に、不具合場所が出たときの町の対応は。
3 集会所運営について	宮代町の集会所は、町の意向により地域コミュニティの発展のため、各地への建設が進められた経緯があったと思われますが、様々な理由により今後各地区において対応が不可能の時には集会所の廃止、取り壊しなどに進むことが予想されます。今後、高齢化が進む宮代町にあたっては、敬老会の地域実施や介護予防のサロン開設、さらに少なくなる子ども会の活性化など、ますます集会所の必要性は高まり、その地域のコミュニティ活動の拠点として大変重要であると捉えております。そこでお伺いします。 ① まちづくりへの住民参加、地域活性化の観点から、集会所の安定的な利用の確保、集会所用地の安定的確保についての対策は。 ② 土地所有者も様々で町・神社・仏閣・個人・複数個人と条件も異なる。また、市街化調整区域・市街化区域と土地にかかる税金にも違いが出るが、各自治会が土地所有者に支払う借地料はいくらなのか。

通告第 6 号	令和 6 年 6 月 定 例 会 令和 6 年 5 月 1 7 日 午後 4 時 3 0 分受付
令和 6 年 5 月 1 7 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 塚村 香織 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 学校は安心 安全な場所になっ ているのか伺う	昨年度、全国のいじめ認知件数は 6 8 万件で毎年増え続けております。当町でも東小学校、須賀小学校、百間中学校 3 校で重大事態が発生し、調査をしている現状です。児童生徒にとって学校は安心安全な場所になっているのでしょうか。いじめの件数が増えていることを踏まえると、適切な対応ができているのか疑問です。そこで以下の質問をいたします。 ①各校における「いじめ基本方針」に沿った対応はなされているのか現状を伺う。 ②宮代町いじめ不登校対策連絡会議の内容はどのように現場に反映されているのか伺う。 ③学校における児童生徒の心理的安全性の考え方を伺う。 ④児童生徒、教職員を守るという視点で、学校への防犯カメラ設置についての考えを伺う。
2 特別支援学 級の名称につ いて	各小学校の特別支援学級の名称について、お花の名前などがついていることに違和感を感じるという声があります。当町のインクルーシブ教育の考え方及び名称への検討について伺います。

3 ギガスクール構想第2期へ向けてのビジョンは	令和7年度からギガスクール構想第2期となることに伴い、当町でも教育DXを進められると思います。現状を踏まえた今後のビジョンについて以下の質問をいたします。 ①現在使用しているタブレットの使用感について充分ではないという声がある。ネット環境やタブレットの性能など来年度の整備にあたり課題を伺う。 ②タブレットの活用の一つに、合理的配慮の視点がある。当町での考え方を伺う。
4 介護予防・日常生活支援総合事業の拡充を	高齢者の方々の日常生活支援として、買い物や移動などの総合支援事業、訪問型サービスBやDなどは今後需要が見込まれます。そのようなサービスを担う団体が増えるよう、行政が支援をする取組みができないか、当町の考えを伺います。

通告第 7 号

令和 6 年 6 月 定 例 会

令和 6 年 5 月 2 0 日 午前 8 時 3 0 分受付

2 0 2 4 年 5 月 2 0 日

宮代町議会議長 様

宮代町議会議員 丸 藤 栄 一

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項

質 問 の 要 旨

1 「個別避難計画」の作成について

災害対策基本法の改正（2021年5月）により、優先度の高い避難行動要支援者について、2021年度から2025年度で「個別避難計画」を作成することが市町村の努力義務とされている。

これは2019年10月の台風19号などの近年の災害においても、多くの高齢者や障がい者などの方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援などを実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、2021年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。そこで以下について伺う。

（1）宮代町は県内でも高齢化率が高いこともあり、災害が発生したときに高齢者をはじめとする避難行動要支援者の避難がスムーズにできるように「どこの避難所に避難するか」「誰が避難支援をするか」などをあらかじめ決めておく「個別避難計画」の作成は必要と考えるが、町の見解を伺う。

（2）災害対策基本法の改正から3年経過するが、町は「個別避難計画」を作成することができたのか、伺う。

2 規模の大きな
水害対策について

2019年の台風19号の際、町から町民に対する適切な避難指示を行う上で、大きな混乱があったと記憶している。

2021年1月に改訂されたハザードマップによれば、仮に利根川が加須市で氾濫した場合、約6時間で宮代町に到達し、五霞町で氾濫した場合、約4時間で到達するとされている。そうなれば宮代町では多くのエリアが浸水してしまうことになる。しかし、被害を最小限に抑えなければならない。そこで以下について伺う。

(1) 台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに特別警報が発表される。その場合、町としての対応はどうするのか、伺う。

(2) 2019年の台風19号の際には、利根川の氾濫が目前に迫ってきて、いつ氾濫が発生してもおかしくない状況だったが、町として町民への情報の伝達、避難誘導、災害未然防止活動などの対応はどうだったのか、伺う。

通告第 8 号	令和 6 年 6 月 定 例 会 令和 6 年 5 月 2 0 日 午前 8 時 4 0 分受付
令和 6 年 5 月 2 0 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 丸山妙子 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 子どもの権利条約	子どもの権利条約（児童の権利に関する条例）は、世界中すべての子どもたちが持つ人権（権利）を定めた条約です。 学校でのいじめ、家庭内での虐待やネグレクト、貧困による家庭不和など、子どもの置かれている環境は当町でも決して良好とは言えない心配な状況です。 子どもの権利条約は、子どもが守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にしています。子どもが大人と同じように、一人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定められています。そのことは、幼い頃から認識することが重要です。 県内では児童の目につく学校の正面玄関に子どもの権利条約の大きなポスターを掲示している学校があります。 当町の教育として子どもの権利について、児童や生徒、保護者の皆さんに浸透していけば、いじめ防止、虐待等から子どもたちを守る手段の一つとして大きい意義があると思いますが、いかがでしょうか。

	(1) 町内の小中学校や教育センターでは、ポスター掲示等はされていますか。 (2) すでに掲示してある場合、いつから掲示をしていますか。どのように活用し、活かしていますか。 (3) 保護者に子どもの人権、権利について話したことがありますか。 (4) 掲示がない場合、今後はいかがされますか。 (5) ユニセフ子どもの権利とスポーツの原則について、以前にも質問をしています。 体育指導や部活動の指導や考え方にどのように反映されてきましたか。
2 夏の猛暑時、須賀小学校の体育館での体育の授業等は可能か	防災対策として、避難所となる小中学校の体育館と総合運動公園の体育館の空調の整備がされます。須賀小学校においては、令和9年度予定の校舎と共に体育館も新しくなるため、各学校で使用してきた大型扇風機を集めての対応とお聞きしています。 この夏もかなり気温が上がる予想です。扇風機とエアコンでは冷え方や湿度が全く違います。 須賀中学校の体育館が隣接されており、中学校のクラス数も減り、新体育館ができるまで、体育館の共有など対策はどのように講じていきますか。 また、小学校の校舎と体育館は、見通しとして、予定通り令和9年度に完成、使用できるようになるのか、お聞きします。
3 和戸横町の久喜寄りの土地の工事の予定と進捗の状況	和戸横町の流通センターは稼働後、トラックの往来も増え活気づいています。久喜寄りの残りの土地の工事が始まるようですが、今後の予定と進捗の状況についてお聞きします。 (1) 工事期間、建物の大きさ、開業時期はいつでしょうか。 (2) 工事中、工事用車両も久喜方面の道路を通らず、和戸の交差点を使うのでしょうか。

	(3) 沖の山を走る町道と圏央道の交差点の事故もあり、以前から言われている地元からの要望の信号機はいつ設置されますか。 (4) 土地整備時の深夜の工事の照明や騒音で眠れない等の相談が近隣住民からありました。今回は大丈夫でしょうか。 (5) 圏央道横のコンビニエンスストアでの買い物や荷降ろしの調整時間により、道路駐車による排気ガス、民家出入りをふさぐなど、支障が出ています。 民間開発とはいえ、地域住民の生活を守るために町は今後増えるであろうトラック対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。 4 子どもの紙おむつの定額制を さいたま市や川口市は保護者が毎月定額の利用料を支払うことで、業者が提供する紙おむつとおしりふきを使うことができる「紙おむつ等定額制サービス」を公立保育園で導入しました。 働く保護者、家族はとても忙しく、毎日使うおむつに名前を記入する時間がかかりかかります。また保育士の方々もいちいち名前を確認しなくてもおむつ替えができ、負担軽減にもなります。保護者、保育士の方々の両方にとって時間の節約となり、その時間は子どもと遊んだり話をしたりと笑顔の時間を生み出します。導入の考えは、いかがでしょうか。
--	---

通告第 9 号	令和 6 年 6 月 定 例 会 令和 6 年 5 月 2 0 日 午前 9 時 0 0 分受付
令和 6 年 5 月 2 0 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 泉 伸一郎 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 豪雨災害対策 と気象防災ア ドバイザー	近年、異常気象による豪雨災害が頻発化している。さらに、非常に激しい雨が連続して起こる線状降水帯が形成されるケースが増加する傾向となっている。昨年 6 月 2 日に三河地方各地に大きな被害をもたらした記録的豪雨によって、豊田市街地は 1 時間に 35 mm の雨を観測し、道路の冠水などの大きな被害が発生した。今後、地球温暖化などの気候変動により、世界的に異常気象が増加する可能性が指摘されている。これから梅雨の時期に入ることもあり、当町における異常気象への防災対策の取組について伺う。 また、気象庁が委嘱して、自治体などへの災害対応の助言を行う「気象防災アドバイザー」が注目されている。我が地域においても、気象防災アドバイザーを採用し、異常気象による豪雨災害などに対して、災害発生前からの適切な対応が取れる体制の整備も重要だと考えるが当町の見解を伺う。
2 学校施設の老 朽化対策	昨年 4 月 26 日に福岡県北九州市、10 月 17 日に久喜市において、学校施設の老朽化に起因する外壁の落下事故が発生した。いずれの校舎も築

40年以上経過していて老朽化が進んでいた。今後、老朽化した学校施設においては、重大な事故につながる恐れも否めない状況になっている。事故を受けて文科省は昨年12月には専門家による点検の適切な実施や日常的点検などで異常を発見した場合には専門家に相談するなどの学校施設の維持管理の徹底を図る旨、全国の教育委員会へ通知した。当町の学校施設の老朽化対策についての現状を伺う。

また、小中学校体育館の空調・バックアップ電源の整備の進捗についても伺う。

3 進修館の駐車場整備

進修館の駐車場は利用率が高く、なかなか駐車できないこともある。樹木が植えられており、景観は良いが、その分スペースが狭くなっている。今回、駐車場が整備されることになり、大変期待している。外来種の害虫により、駆除のための予算が必要になったこともあり、樹木も減らされて駐車スペースが拡大されることになる。駐輪場も移動して整備されるため、利用しやすくなると考えられる。早期の工事を要望するが、駐車場整備の進捗を伺う。

4 総合病院誘致への取組

町内における医療施設の充実は重要な課題となっている。近隣の病院に通わなくてはならない方は、交通費が高額となり、大きな負担となっている。時には医療費より交通費が高くなることもある。遠方に通院するために時間もかかってしまう。このため、多くの方が町内への総合病院の誘致を望んでいる。町としても県と東武鉄道に対して働きかけをしていると思われるが、現状について伺う。

また、今後の取組についても伺う。

通告第10号	令和6年6月 定 例 会 令和6年5月20日 午前9時40分受付
令和6年5月20日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 合川 泰治 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 ふるさと納税を活性化しよう	財源を確保するためには、ふるさと納税は有効な制度と考えます。そこで、以下の点について伺います。 ①宮代町での納税額は年々減少傾向にあるが、その原因は。 ②活性化するには特産品が欠かせないものと考え。町での特産品は巨峰とされているが、衰退傾向にある。その対策は。 ③宮東地区では圃場整備事業が進められており、特別栽培米をつくる予定である。他の米と差別化を図るブランド化についてはどのような取り組みを考えているか。 ④商工会や東武動物公園などと連携し、返礼品の開発を進めるべきと考えるが、町の見解は。
2 はらっパーク宮代を夜間利用できるようにしたい	はらっパーク宮代を夜間利用できるようにするための課題及び見解は。
3 宮代町消防団へのアンケート結果をど	消防団員の欠員が課題の一つとなっており、町は消防団員へのアンケートを実施しました。そこで、以下の点について伺います。

のように活用 するか	①アンケート結果から見えてきたことは何か。 ②結果を受けての対応は。 ③定員数を減らすことも考えられるが町の見解は。
4 災害時の安否確認を迅速に行うために	災害時の安否確認を迅速に行えるよう「安否確認タオル」が活用されています。 タオル以外の方法も含めて、町が考える安否確認の方法は。

通告第11号	令和6年6月 定例会 令和6年5月20日 午前11時00分受付																					
令和6年5月20日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 金子正志 一般質問 通告書 次の事項について質問したいので、通告いたします。																						
質問事項	質問の要旨																					
1 法人住民税	宮代町は東武鉄道の駅が3つあり、高度成長期の昭和50年代前後には宅地開発が進み、税収が増え自主財源比率が高く健全な財政でした。平成2年の計画では、10年後の人口を5万人としたが、34年後、現在の人口は、3万3,373人とほぼ横ばい。計画通りなら数億円の増収も期待できたでしょう。人口は増えず、若い世代は後期高齢者層に移行しました。 平成16年に合併せず「身の丈行政」を目指し、各種手数料の引き上げ、水道料金の値上げ、都市計画税の導入など、町民に負担を求めて町財政を維持してきました。 法人住民税を比べると宮代町は近隣市町に比べ極端に低く財政基盤は弱い、下記は数年前の住民1人当たりの法人住民税額の表です。コロナ禍は落ち着き、横町の流通センターが完成しました。 法人住民税も増えていると思われるが、最新の数字を伺う。 法人住民税額 住民1人あたり <table border="1"> <tbody> <tr> <td>久喜市</td> <td>14億 237万9千円</td> <td>9,275円</td> </tr> <tr> <td>杉戸町</td> <td>4億 1,441万5千円</td> <td>9,384円</td> </tr> <tr> <td>草手市</td> <td>3億 9,201万4千円</td> <td>7,904円</td> </tr> <tr> <td>白岡市</td> <td>3億 6,876万4千円</td> <td>7,002円</td> </tr> <tr> <td>春日部市</td> <td>15億 6,409万6千円</td> <td>6,730円</td> </tr> <tr> <td>松伏町</td> <td>1億 3,941万5千円</td> <td>4,900円</td> </tr> <tr> <td>宮代町</td> <td>7,736万3千円</td> <td>2,299円</td> </tr> </tbody> </table>	久喜市	14億 237万9千円	9,275円	杉戸町	4億 1,441万5千円	9,384円	草手市	3億 9,201万4千円	7,904円	白岡市	3億 6,876万4千円	7,002円	春日部市	15億 6,409万6千円	6,730円	松伏町	1億 3,941万5千円	4,900円	宮代町	7,736万3千円	2,299円
久喜市	14億 237万9千円	9,275円																				
杉戸町	4億 1,441万5千円	9,384円																				
草手市	3億 9,201万4千円	7,904円																				
白岡市	3億 6,876万4千円	7,002円																				
春日部市	15億 6,409万6千円	6,730円																				
松伏町	1億 3,941万5千円	4,900円																				
宮代町	7,736万3千円	2,299円																				

2 普通交付 税の推移

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して交付され、原則として、その超える額(財源不足額)分が普通交付税の額となります。平成の合併後の財源不足額の推移について質問します。

①平成22年3月23日に新たな久喜市が発足した。その当時の5市2町の財源不足額は。

②人口一人当たりの財源不足額が宮代町は非常に多い。その理由は。

2023年(令和5年)度 各市町村別決定額調(再算定後)

市町村名	2023 人口	(千円) 基準財政需要額	(千円) 基準財政収入額	(千円) 財源不足額	人口一人当たり 財源不足額
宮代町	34,147	6,421,123	3,779,779	2,641,344	¥77,352
杉戸町	43,845	8,016,220	5,676,098	2,340,122	¥53,373
幸手市	50,066	9,255,643	6,273,667	2,981,976	¥59,561
白岡市	52,214	9,067,184	6,939,215	2,127,969	¥40,755
蓮田市	61,499	11,265,981	8,059,252	3,206,729	¥52,143
久喜市	150,582	26,700,333	21,345,667	5,354,666	¥35,560
春日部市	229,792	38,888,667	27,476,535	11,412,132	¥49,663

2020年(令和2年)度 各市町村別決定額調

市町村名	2020 人口	(千円) 基準財政需要額	(千円) 基準財政収入額	(千円) 財源不足額	人口一人当たり 財源不足額
宮代町	33,705	5,659,477	3,557,953	2,101,524	¥62,351
杉戸町	45,495	7,090,727	5,467,849	1,622,878	¥35,672
幸手市	52,524	8,357,107	6,152,712	2,204,395	¥41,969
白岡市	51,535	7,811,174	6,678,757	1,132,417	¥21,974
蓮田市	62,380	9,924,111	7,521,050	2,403,061	¥38,523
久喜市	152,311	23,819,689	20,578,028	3,241,661	¥21,283
春日部市	232,709	35,096,205	26,285,905	8,810,300	¥37,860

※2010年(平成22年)3月23日久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町が合併し、久喜市が発足

2010年(平成22年)度 各市町村別決定額調(再算定後)

市町村名	2023 人口	(千円) 基準財政需要額	(千円) 基準財政収入額	(千円) 財源不足額	人口一人当たり 財源不足額
宮代町					
杉戸町					
幸手市					
白岡市					
蓮田市					
久喜市					
春日部市					

3 町内3駅の乗降客数	宮代町の発展は東武鉄道とともにありました。 3つの駅の1日当たりの乗降客数のピークは何年ごろで何人か。 また、その後の推移は。
4 小売業年間販売額、製造品出荷額	平成時代の小売業販売額、製造品出荷額の推移は次のようになります。 【小売業年間販売額】は、平成6年を頂点に34.5%落ち込みました。 昭和63年 125億円 平成6年 171億円 平成19年 120億円 平成26年 112億円 【製造品出荷額】は、159億円から78億5千万円と、80億円も減少し50%以下になっています。 平成元年 159億円 平成20年 97億円 平成26年 78.5億円 ① 平成での落ち込みが激しい。令和4年ではどのようなになっているか。 ② 平成の合併前は近隣9町で最下位レベルであった。令和4年は5市2町の人口一人当たりの販売額、生産額は改善されているのか。
5 各指標の推移	町の姿を数字から見つめることは大事です。 ① 町の人口が3万人を越えたのはいつか。 ② その年から現在までの人口、若年女性人口（20歳～39歳）、出生数の推移は。 ③ 個人町民税、法人町民税、固定資産税、地方債残高、自主財源比率、農林水産業費、商工費、職員人件費、社会保障費、起債の元利払い費は。 ④ 水道利用世帯数、総使用量の推移は。
6 終戦80周年事業	来年は昭和100年。終戦80周年を迎えます。遺族会の方々、一般町民に対して平和記念事業を行っていただきたい。このことについて町の考えを伺う。

**7 人件費が
上がり続け
る理由を**

財政力を強くするための対策として、歳入確保、歳出削減、人材育成の3点をあげ、歳出削減については、事務事業の見直しや各種委託業務等の見直し、超過勤務などの人件費の削減、特別会計繰出金の見直しなどを中心に行っていくとの答弁でした。

職員人件費は、榎本前町長時代には15億～16億円であったが、新井町長になり増え続け、コロナ禍が落ち着いた今年度も増え21億円にもなった。その理由は。

**8 合併の必
要性**

本年3月議会で合併に関する質問に、町長は次のように中立的な答弁をしました。「合併を望む住民の皆様の声については、今後の参考とさせていただきます。市町村合併を否定しているわけではありません。世の中の動きもありますし、住民の皆様の気運もあろうかと思えます。また、合併には相手方があることですので、近隣市町の状況や環境の変化等については、注視していきたいと考えています。」この内容を宮代町、杉戸町の2万世帯に配布しました。読者からは前向きな声が届いています。

2月27日、厚生労働省は2023年の出生数(速報値)が前年比5.1%減の75万8,631人だったと発表しました。8年連続で減少し、過去最少となりました。

4月12日に、総務省は2023年10月1日時点の日本の総人口推計(外国人を含む)を、13年連続で減少の1億2,435万人と発表しました。

4月24日に、有識者でつくる人口戦略会議が将来の人口を分析し結果を公表しました。一般紙では「人口減に向き合いつつ既存の資源を生かすには、市町村合併や中心市街地への集住なども積極的に考えるべきだ」とも述べています。

町長は、このような状況をどのように捉えているのでしょうか。合併の必要性を感じていないという個人的な感情ではなく、リーダーには客観的、論理的に判断することが求められています。

合併の必要性について新しい考えはあるのか。町長の見解を伺う。

通告第12号	令和6年6月 定 例 会 令和6年5月20日 午後1時20分受付 令和6年5月20日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 野原 洋子 一 般 質 問 通 告 書 次に事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例、及び宮代町いじめ防止基本方針の改正後の状況は	令和5年4月1日施行の「宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例」が施行されてからの宮代町のいじめ件数とその対策と解決について問う。 (1) 宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例について ①条例ができた後、いじめの件数の変動は。 ②第2章、第3条、第2号において、不登校の現状把握、分析等は誰がしているのか。 ③同じく第4条、第1項に規定する委員の人はどのようにされているのか。 ④第3章、第12条、第2号の重大事態というようになったケースはあったか。 ⑤第4章、宮代町いじめ問題再調査委員会について、こちらの再調査委員会が立ち上がったケースはあったか。 (2) 宮代町いじめ防止基本方針の改正について ①改正後、教育の現場においては、どのような対応の違いがあったか。 ②いじめ防止等のために宮代町が実施する施策は。

	③教育委員会が実施する施策の（１２）いじめ防止等のための啓発活動の推進について「①１１月１９日を宮代道徳の日に設定し、各学校や地域と連携を図りながら、善悪の判断などの規範、意識、生命を大切にする心、他人を思いやる心の育成を推進する。」とあるが、どのような活動をされているか。
２ 脱炭素政策のメリットデメリットは	現在政府は「２０５０年カーボンニュートラル」の実現のために、「経済と環境の好循環」を作るための産業政策や成長が期待できる産業分野の実行計画をまとめた「グリーン成長戦略」の取り組みを進めている。 カーボンニュートラルとは、二酸化炭素などの「温室効果ガス」の排出量「全体として実質ゼロ」にすることである。しかし、カーボンニュートラルの主力として期待されている太陽光発電などの再生可能エネルギーは様々な問題を引き起こしている。 （１）脱炭素対策事業の問題点について ①該当事業でどの程度の二酸化炭素の削減が見込まれるか、またそれにより地球温暖化の抑制に何度分の貢献ができると見込んでいるか。 ②当町において脱炭素を進めるコストと、気候変動への対応コストを比較しているか。また、それらのコストを最小化する政策決定をとっているのか。 ③気候変動対策は炭素排出削減よりも気候変動への適応を目指す事業を行うことが当町において、最適と考えるがいかがか。 （２）環境や人権面から見た脱炭素対策事業の問題点について ①本庁における脱炭素関連事業は、製造過程やサプライチェーン等の二酸化炭素の排出も考慮したものとなっているか。もし考慮

	していないとしたら、脱炭素事業が「グリーンウォッシュ(見せかけの環境配慮)」となる恐れがあるが、どう考えるか。 ②近年求められている「人権デューデリジェンス」などの視点で脱炭素を目指す事業が人権侵害を引き起こしていないかの確認を行っているか。 ③脱炭素を目指す事業が環境破壊の原因になり得ることを理解しているか。 (3) 再生可能エネルギーの発電施設の問題点について ① 4月より「改正再エネ特措法」が施行され、関係法令違反の状態にある事業者のFIT等の交付金の停止や説明会の開催等が求められている。本町において、事業者の法令遵守の状況を把握し、対応していくべきと考えるがいかがか。また、施設の設置認可にあたり、法律の説明義務がない場合でも、町として積極的に説明会の開催を働きかけるべきだと考えるがどうか。 ②太陽光発電の設備の多くは建築基準法の対象外となっており、そのことが様々な周辺トラブルの遠因とも指摘されている。この問題に対処すべく、国に法的規制を働きかけると同時に、建築物等への規制を条例化し、一定の抑止を図る考えはないか。 ③再生可能エネルギーの発電施設を悪用したサイバー攻撃が起きているが、町においてそのリスクは十分に検討されているか。特に外国機器を利用したことによるハッキングの危険性は考えているか。
3 役場庁舎屋外喫煙スペースは	現在、役場庁舎内に喫煙スペースはなく、敷地内禁煙となっている。しかし、庁舎敷地外では所在なく喫煙する姿を見かける。 喫煙スペースを設置できないか。

通告第13号	令和6年6月 定例会 令和6年5月20日 午後2時59分受付
令和6年5月20日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 佐藤 将行 一般質問通告書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質問の要旨
1 【宮代町1億円問題】に象徴される、税金の無駄遣いに関して	2024年3月議会の私の一般質問において、『進修館駐車場長期不法駐車問題』・『宮代町1億円問題』・『町内循環バス不当処分問題』、以上3件の税金の無駄遣いについて、町の見解をお尋ねしたものの、残念なことに新井町長からもまた町としても真摯な反省、そして誠実な対応が一切伺えなかった。また、信じられないことではあるが、町長からは「(不法駐車へ対する) 請求は行わない。」、「(1億円の無駄遣いに関し) 検証は行わない。」、「(循環バスを無償で事実上譲渡してしまったことにつき) 数字のことは考えていない。」等々、開き直りとも取れる回答があったことは記憶に新しい。そして、これらの町長の言動は、多くの町民に町長や町に対する強烈な不信感を抱かせる結果となったことは、『町民と議員との議会懇談会』の場でも明らかとなった。 さらに残念なことは、これらの問題につき、町長からは何ひとつ説明責任が果たされていないということも明らかとなった。

2 【宮代町まちづくり基本条例】及び【情報公開】に関して

以上の問題の存在自体は、町長及び町から否定がなかったことから争いのないことであることが確認できた。

そこで、3月議会の町長及び執行部の発言・考えを前提として、引き続き町長及び町の姿勢を伺いたい。

3月議会では、時間の関係上、執行部の回答だけで終わってしまった『宮代町まちづくり基本条例』と他の条例・規則等との整合性、及び『情報公開』に関してお尋ねいたします。

まず、『まちづくり基本条例』の制度趣旨及び存在意義等については、当時、総務課長の福田課長から「まちづくり基本条例の趣旨を尊重するとともに、その理念に沿ったものとなるよう留意がなされている～」との答弁がありましたが、現実には『まちづくり基本条例』制定に際し、また、制定後の現在まで、既存の条例等を『まちづくり基本条例』の趣旨に合致するような改正が殆どなされていないことは明白である。そして、改正がなされていないから、まちづくり基本条例』の趣旨に合致・整合しない条例等による運用がなされているのが実態であり、総務課長の答弁は全くの誤った答弁である。

既存の条例・規則等を『まちづくり基本条例』の趣旨に合致するような改正を早急に行う考えがあるか否かにつき、見解を伺いたい。

また、宮代町には『宮代町情報公開条例』があります。この『情報公開条例』の制度趣旨に反する運用が、2021年2月5日通達（宮総務発第337号）により、町民に対する不利益な変更といった重大なものを、条例の改正を行わず、つまり条例の明文の規定及び趣旨に反して行った。

先日、現総務課長へお尋ねした際、「現状の運用はおかしいので、早めに改善する。」といった趣旨のことを仰っていたが、この議会という町民に開かれた場で、改めて伺いたい。

さらに、この町の一部の職員につき『法令遵守』がなされていない件につき、例えば以前、無抵抗の町民に対

し、その町民のことを複数回突き飛ばして倒したという事案がある。この件につき、当該職員は現在に至るまで謝罪すらしないという状況であり、また、この職員は書類送検もされている。しかも、現在は課長職に従事している。

このような状況を、総務課長そして町長はどのように考えるのか、伺いたい。

3 【町内循環バス】及び【宮代型デマンド交通事業（高齢者等タクシー助成事業）】に関して

『便利バスが走る事』。ここでは、「循環バス」と申します。

まず、バスのルートから外れた地域の方より「自分の住む地域を走らせて欲しい。」といった声や、昨年度より新設はされたものの使い勝手が悪いとの声が高い「もとむらクリニック」へのアクセス問題がある。また、「バス停までが遠い。」といった方を少しでも減らす方法としての『フリー乗降』等、いわゆる交通弱者と言われる方々が、少しでも利用しやすいようにとの改善策として、町は現在、どの様なことを考えているのか。

また、3月議会で、担当課長から質問の趣旨から外れた答弁として「循環バスを取り巻く環境」につき言及があり、また、窓口対応時にも同様のことを仰っていた。

すなわち、将来的にこの事業を継続できるか自体も厳しい、といった趣旨の問題である。

例えば、ドライバーが減少している問題は把握されているとは思いますが、この点をどのようにお考えでしょうか。例えば町でドライバーを雇用するなり、職員にバス免許の取得を促し、職員がドライバーとして従事する等々、ドライバー問題を解決するための現在のお考えを伺いたい。

次に『宮代型デマンド交通事業（高齢者等タクシー助成事業）』。

『令和6年度私たちの予算書』25ページに掲載され

ている『宮代型デマンド交通事業（高齢者等タクシー助成事業）』の『前期実行計画の趣旨〜』。

つまり、この事業を導入した理由として、町は「循環バスのルートでないエリアや身体的な理由で循環バスが利用できない方の交通需要に対応するため」、デマンド交通を導入とあるが、バスのルート外のエリアの方への配慮がなされた事業とはなっていないことは、私が議員となる前から、当時も企画財政課の栗原課長や菅原課長、この事業担当の方へ再三提案してきた。

ポイントは、当初の目的は、「循環バスが利用できない方の交通需要に対応」ということであつたはずだが、この点につき見解を伺いたい。